

野田市体験就労による介護職就労奨励事業実施規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 4 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 4 4 号

野田市体験就労による介護職就労奨励事業実施規則を廃止する規則

野田市体験就労による介護職就労奨励事業実施規則（平成 3 1 年野田市規則第 2 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による廃止前の野田市体験就労による介護職就労奨励事業実施規則の規定により健康診断書作成費用助成金、奨励金又は報償金の交付を受けた者については、同規則第 2 3 条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。